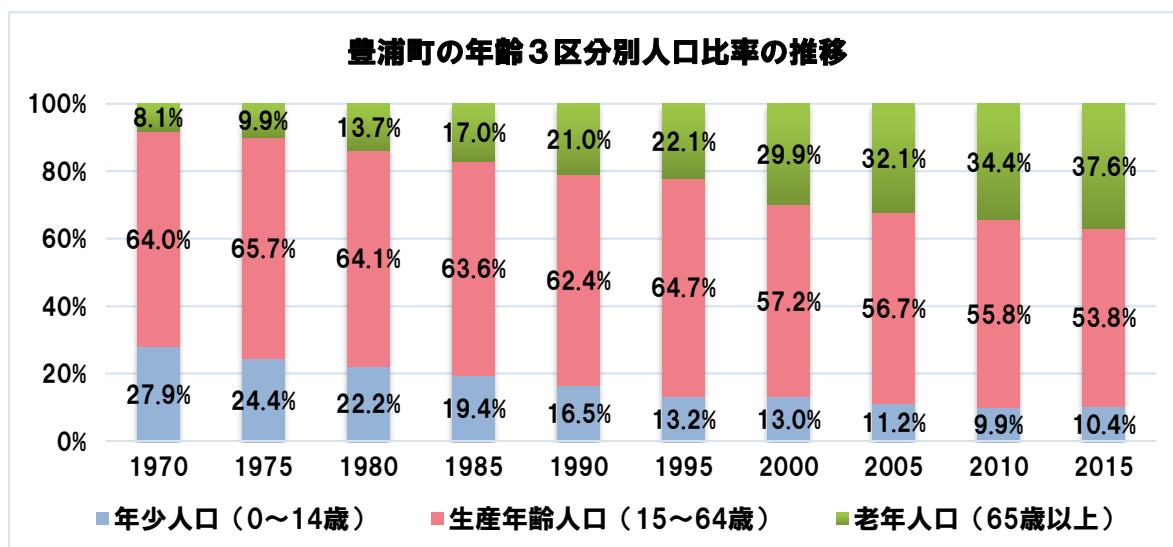


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊浦町の人口構造は、昭和 25 年の 11,194 人（国勢調査）から、ほぼ右肩下がりに減少を続け、平成 30 年 4 月末では 4,026 人（住民基本台帳）とピーク時に比べ 3 分の 1 にまで減少している。また、年齢区分別人口比率で見ると平成 7 年の老年人口は 22.1%（国勢調査）であるのに対し、20 年後の平成 27 年には、37.6%（国勢調査）と上昇した一方、生産年齢人口は、平成 7 年の 64.7% から、平成 27 年には、53.8%と下降している。



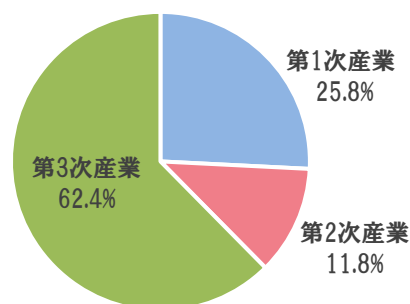
令和 22 年には、人口は現在の約半分である 2,110 名となり、2 人に 1 人は老年人口（916 名）になるとの国立社会保障・人口問題研究所の推計もあり、人口減少、少子高齢化は町の存続において克服すべき重要な課題となっている。

豊浦町の産業構造を従事者別にみると、第 3 次産業がもっとも多く 62.4%、次いで第 1 次産業が 25.8%、第 2 次産業は全体の 1 割程度の 11.8%となっており、北海道全体の産業構造と比較すると第 1 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低くなっている。（H27 国勢調査）

豊浦町の産業構造

	従事者数	割合
第 1 次産業	530	25.8%
第 2 次産業	242	11.8%
第 3 次産業	1279	62.4%

産業構造（従事者別）



基幹産業である農業では、道内でも古くからいちごの生産地として知られており、平成5年には生産者は123戸、出荷高は178百万円であったが、高齢化と後継者不足等の理由により、平成27年には生産者は52戸に半減し、出荷高は62百万円と3分の1まで減少したことから、現在、新規就農者の受入・育成に町を挙げて取り組んでいる。

漁業では、噴火湾地域におけるホタテ養殖発祥の地として、ホタテは西胆振の漁獲金額の約4割、町の漁獲金額全体の8割を占める主要魚種であり、経済・雇用の両面から町を支えているが、最近では労働力人口の減少に伴い、漁業従事者が不足している。

商業では、経営者の高齢化や後継者不足による廃業が多いほか、流通構造の変化による仕入れ業者の減少に伴い、商品アイテムの減少や仕入れ単価の上昇で大手コンビニ・小売店との価格差が大きくなったことで、町外の大型小売店に町内の約90%の消費者が流出している状況（H21 北海道広域商圈動向調査）になっており、厳しい経営環境に置かれている状況にある。

(2) 目標

豊浦町内の中小企業者等の労働生産性の向上を図るため、老朽化の進む生産設備の更新や人員不足を補う作業効率の高い機械設備等の導入を促進するため、生産性向上特別法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の計画期間において、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象とする地域は、豊浦町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。